

平成22年度 モニタリング結果報告書（平成21年度の実績のモニタリング）
「個別労働紛争の解決の促進を図ること」について

平成22年8月

大臣官房地方課労働紛争処理業務室(志村室長) [主担当]

1. 政策体系上の位置づけ

厚生労働省では、基本目標＞施策大目標＞施策中目標＞施策小目標を設定して政策を実施しています。本施策は、施策中目標にあたり、政策の体系上の位置付けは次のとおりです。

【政策体系（図）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること								
	1	2	3	4	5	6	7	8
施策大目標 分野	労働条件の確保・改善を図ること	安全・安心な職場づくりを推進すること	労働災害に被災した労働者等の公正な保護を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること	勤労者生活の充実を図ること	パートタイム労働者の均等待遇の確保を推進するとともに、在宅就業及び家内労働の適正な就業環境を整備すること	安定した労使関係等の形成を促進すること	個別労働紛争の解決の促進を図ること	労働保険適用徴収業務の適正かつ円滑な実施を図ること

施策中目標

1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

※並列する政策中目標はありません。

【政策体系（文章）】

基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること

施策大目標7 個別労働紛争の解決の促進を図ること

施策中目標1 個別労働紛争の解決の促進を図ること

(関連施策)

特になし

(予算書との関係)

本施策は、予算書の以下の項目に対応しています。

(項) 個別労働紛争対策費

2. 施策の概要

本施策は、次の施策小目標を柱に実施しています。主な事務事業等や設定している指標・目標値は別図（政策体系）を参照下さい。また、本施策の実現のために投入している資源は次のとおりです。

(施策小目標)

(施策小目標 1) 個別労働紛争の解決の促進を図ること

(予算)

	H18	H19	H20	H21※評価対象年度	H22
予算額 (決算額) (百万円)	1, 270 (1, 219)	1, 384 (1, 332)	1, 377 (1, 278)	1, 489 (集計中)	1, 562
税制減収額見込み (実績) (百万円)	—	—	—		

3. モニタリング結果

関連する指標の動きや、あらかじめ設定した目標値の達成率等は以下のとおりでした。施策小目標ごとのモニタリング結果は、4. を参照下さい。

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標		H17	H18	H19	H20	H21
1	助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合 (90%以上/毎年) 単位：%	95.6	93.4	95.5	96.1	95.6
達成率		106%	104%	106%	107%	106%
2	あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合 (90%以上/毎年) 単位：%	91.5	94.2	92.2	92.2	90.5
達成率		102%	105%	102%	102%	101%
【調査名・資料出所、備考等】 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる						
アウトプット指標		H17	H18	H19	H20	H21
3						
達成率						
4						
達成率						
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計		H17	H18	H19	H20	H21
1	総合労働相談件数	907,869	946,012	997,237	1,075,012	1,141,006
2	民事上の個別労働紛争相談件数	176,429	187,387	197,904	236,993	247,302
3	助言・指導申出受付件数	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778
4	あっせん申請受理件数	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821
【調査名・資料出所、備考等】 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる						

4. モニタリング結果（施策小目標ごと）

施策小目標ごとのモニタリング結果は以下のとおりです。

（１）施策小目標１「個別労働紛争の解決の促進を図ること」関係

指標と目標値（達成水準／達成時期）						
アウトカム指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のものの割合 (90%以上/毎年)単位:%	95.6	93.4	95.5	96.1	95.6
達成率		106%	104%	106%	107%	106%
2	あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のものの割合 (90%以上/毎年)単位:%	91.5	94.2	92.2	92.2	90.5
達成率		102%	105%	102%	102%	101%
【調査名・資料出所、備考等】 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる						
アウトプット指標						
		H17	H18	H19	H20	H21
3						
4						
達成率						
【調査名・資料出所、備考等】						
参考統計						
		H17	H18	H19	H20	H21
1	総合労働相談件数	907,869	946,012	997,237	1,075,012	1,141,006
2	民事上の個別労働紛争相談件数	176,429	187,387	197,904	236,993	247,302
3	助言・指導申出受付件数	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778
4	あっせん申請受理件数	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821
【調査名・資料出所、備考等】 大臣官房地方課労働紛争処理業務室の調べによる						

5. 主な事務事業等の評価

モニタリング対象施策に関連する主な事務事業等については、事業単位で評価を行っています。評価を実施した事業は次のとおりであり、事業の詳細な評価は別表等を参照下さい。

施策小目標1「個別労働紛争の解決の促進を図ること」関係

別表1－1 個別労働紛争対策の推進（業績評価シート）

6. 参考

本評価書中で引用した閣議決定、審議会の指摘、総務省による行政評価・監視に基づく勧告、会計検査院による指摘等や各種のデータは以下のサイトで確認できます。

サイト名について特に記載のないものは、厚生労働省ホームページです。

①施策目標番号	②責任課室 (課室長名)	③施策大目標	④施策中目標及び施策小目標	⑤目標達成手法	⑥指標 (アウトカム指標は網掛け)	⑦目標値 (達成水準/達成時期)	⑧最新値 (年度) 【達成率】										
基本目標Ⅲ 労働者が安心して快適に働くことができる環境を整備すること																	
Ⅲ-7-1	大臣官房地方課労働紛争処理業務室(岸本室長)	Ⅲ-7 個別労働紛争の解決の促進を図ること	Ⅲ-7-1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	施策小目標1 個別労働紛争の解決の促進を図ること	個別労働紛争対策の推進	＜施策中目標に係る指標＞											
						1	助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合	90%以上/毎年	95.6% (21年度)								
						2	あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合	90%以上/毎年	90.5% (21年度)								
						＜施策小目標に係る指標＞											
							助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合 ※施策中目標に係る指標1と同じ	90%以上/毎年	95.6% (21年度)								
							あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合 ※施策中目標に係る指標2と同じ	90%以上/毎年	90.5% (21年度)								
							(参考統計) 総合労働相談件数	—	1,141,006件								
							(参考統計) 民事上の個別労働紛争相談件数	—	247,302件								
							(参考統計) 助言・指導申出受付件数	—	7,778件								
							(参考統計) あっせん申請受理件数	—	7,821件								
評価予定表						備考											
<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">19</td> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: center;">21</td> <td style="text-align: center;">22</td> <td style="text-align: center;">23</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">モニ</td> <td style="text-align: center;">実績</td> <td style="text-align: center;">モニ</td> <td style="text-align: center;">実績</td> </tr> </table>						19	20	21	22	23	実績	モニ	実績	モニ	実績		
19	20	21	22	23													
実績	モニ	実績	モニ	実績													

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-7-1-(1)						
事業評価シート								
予算事業名		個別労働紛争対策の推進			事業開始年度		平成13年度	
担当部局・課室名 作成責任者		大臣官房地方課労働紛争処理業務室室長 岸本武史						
根拠法令(具体的な条文(○条○項など)も記載)		個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律(平成13年法律第112号)						
関係する通知、計画等								
予算体系		(項)個別労働紛争対策費 (大事項)個別労働紛争対策に必要な経費 (目)委員手当、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁費、土地建物借料、個別労働紛争対策事業委託費						
実施方法		■直接実施						
		■業務委託等(委託先等:日本労使関係研究協会 会長 仁田道夫)						
		□補助金[直接・間接](補助先: 実施主体:)						
		□貸付(貸付先:) □その他()						
支出先が 独法、公益法人等 の場合	役員総数 (官庁OB/役員数)	0/22	常勤役員数	0/0	非常勤役員数	0/22	監事等	2/2
	職員総数	3	内、官庁OB	1	役員報酬総額	0	官庁OB役員報酬総額	0
	積立金等の額	0	内訳		今後の活用計画			
事業/ 制度概要	目的 (何のために)	近年、労働組合組織率の低下、企業の人事管理の個別化、長期安定雇用の縮小などに伴い、解雇や労働条件引下げ、配転などをめぐる個別紛争が増加している。民事紛争の解決は最終的には司法の役割であるが、金銭的・時間的にゆとりの乏しい労働者にとっては依然高いハードルがあることは否めないため、司法との役割分担の下で、行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供することを目的として事業を行っている。						
	対象 (誰/何を対象に)	○直接実施部分(総合労働相談コーナーにおける労働相談、助言・指導及びあっせん)においては、個別労働紛争の当事者である労働者及び事業主を対象に労働相談等を行う。 ○業務委託部分においては、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託することにより、労使関係者(企業の人事担当者など)を対象に、企業内での紛争の自主解決のための人材育成研修(労働法、裁判例、ロールプレイングなど)を行う。						
	事業/制度内容 (手段、手法など)	①全国の労働局及び労働基準監督署に「総合労働相談コーナー」を設置(全国384箇所)し、民事問題、労働基準法、労働者派遣法、雇用機会均等法など内容を問わずあらゆる案件をワンストップ的に受け付け、労働相談を行う。また、民事問題については、事案に応じ都道府県労働局長による助言・指導やあっせんを行う。これらは強制力は伴わないが、厳密な事実認定などに時間を要さない簡易・迅速に行っている。なお、相談対応は「総合労働相談員」(非常勤。社会保険労務士などに委嘱。全国759人)、あっせんは「紛争調整委員」(非常勤。弁護士などに委嘱。)が行っている。 ②平成22年度においては、企画競争により、日本労使関係研究協会(任意団体)に委託し、労働法学者や労使双方の弁護士団体の協力を得ながら、労使関係者に対して法令や裁判例、紛争解決のためのロールプレイングなどを内容とする研修を行っている。						
コスト	平成22年度予算額			人件費				
	事業費	280 百万円		}	職員構成	概算人件費 (平均給与×従事職員数)	従事職員数	
	人件費	1,282 百万円			担当正職員	千円		人
総計	1,562 百万円		臨時職員他		1,282,446 千円	760	人	
予算額推移等 (財源内訳/ 単位百万円)	年度	総額		地方公共団体の裏負担がある場合、概算の総額				
	H19(決算額)	1,332						
	H19(決算上の不用額)	52						
	H20(決算額)	1,278						
	H20(決算上の不用額)	1,489						
	H21(予算(補正込))	0						
	H21(決算見込)	集計中						
H22予算	1,565							
平成22年度 予算 (補助金の場合は負担割合等も)	(目)委員手当108百万円、(目)諸謝金1,264百万円[1:9]、 (目)職員旅費9百万円[1:2]、(目)委員等旅費14百万円[3:4]、 (目)庁費63百万円[1:20]、(目)土地建物借料56百万円、 (目)個別労働紛争対策事業委託費48百万円 ※一般会計と特別会計両方の負担があるものについては、[]内に一般会計対特別会計の割合を表示。							

政策評価体系上の位置付、通し番号		Ⅲ-7-1-(1)				
事業評価シート						
予算事業名	個別労働紛争対策の推進		事業開始年度	平成13年度		
担当部局・課室名 作成責任者	大臣官房地方課労働紛争処理業務室室長 岸本武史					
事業/制度の 必要性	近年増加している個別労働紛争において不当解雇や労働条件引下げなどにより生計の手段を失ったり、本来の権利を侵害された労働者が「泣き寝入り」を余儀なくされること等がないよう、司法制度のハードルの高さや処理件数の水準も考慮し、司法との役割分担の下で、「行政として可能な範囲で、信頼できる、簡易・迅速な紛争解決機能を無料で提供すること」ものであり、真に守られるべき労働者の権利を保障するために必要な事業である。					
他省庁、自治体、民間 等における類似事業	都道府県において、自治事務として、労働相談及び個別労働紛争のあっせん(あっせんは都道府県労働委員会を活用)を行っている。					
他省庁、自治体、民間 等との連携・役割分担	<p>(連携)都道府県、弁護士会、地方裁判所など他の紛争解決機関とのネットワーク化を図り、紛争解決好事例などに関する情報共有を図るため、連絡協議会を各都道府県単位で運営している。なお、連絡協議会については、「国と都道府県等の労働相談・紛争解決機関の連携強化を図る」ことを求めた地方分権改革推進委員会第2次勧告(平成21年12月)を踏まえ、本年度から参加機関、協議事項等の拡充を図ったところ。今後とも都道府県等との関係を密に保ち、相談者の利益第一に適切な取次ぎ、協力ができるよう、さらなる連携強化に努めてまいりたい。</p> <p>(役割分担)事業の内容による縦割りの分担はないが、国の制度は、労働基準監督官という労働条件等に関する専門職員を擁していること、労働基準監督署や公共職業安定所という労働法令施行機関を運営する労働局が行うことで労働基準法等の法令違反と民事問題が混在するような事案の処理(解雇を例にとると、解雇理由が不当であることは民事問題、解雇の予告手続が守られていないことは労働基準法の問題)が特色。都道府県は、県によりいろいろなやり方、規模があるが、公労使三者構成の労働委員会があっせんを行うことで、委員に労働組合代表や経営者団体代表が入っていることなどが特色として指摘されていると承知。 ※平成20年度における都道府県実績の合計 労働相談約14万件、あっせん約1,200件</p>					
アウトプット	活動実績	【指標】	単位	H19年度実績	H20年度実績	H21年度実績
		民事上の個別労働紛争相談件数	件	197,904	236,993	247,302
		助言・指導申出受付件数	件	6,652	7,592	7,778
	あっせん申請受理件数	件	7,146	8,457	7,821	
予算執行率		%	96.3	92.8	(集計中)	
アウトカム	達成目標 (指標、達成水準/ 達成時期)、 実績	【指標】 (達成水準/達成時期)	単位	H19年度実績 【達成率】	H20年度実績 【達成率】	H21年度実績 【達成率】
		助言・指導手続終了件数に占める処理期間1ヶ月以内のもの割合90%以上	%	95.5 【106%】	96.1 【107%】	95.6 【106%】
		あっせん手続終了件数に占める処理期間2ヶ月以内のもの割合90%以上	%	92.2 【102%】	92.2 【102%】	90.5 【101%】
事業/制度の 自己評価 (アウトカム指標の分析。 適宜アウトプット 指標に言及)		平成13年10月の制度施行以来景気回復期・悪化期を問わず、年度により多少の増減はあるものの、実績は増加傾向を示しており(21年度実績は総合労働相談約114万件(前年度比6.1%増)、個別民事紛争約25万件(同4.3%増)、助言・指導申出受付件数約7,800件(同2.4%増)、あっせん申請受理件数約7,800件(同7.5%減))。また、制度の趣旨である簡易・迅速性についても前記アウトカム指標のとおり高い水準で維持できており、簡易・迅速・無料の紛争解決制度として有効に機能していると考え。また、弁護士や社会保険労務士を非常勤で委嘱しその能力を活用することにより、質の高い労働相談やあっせん等を、常勤職員中心で実施するのに比べて効率的に行っていると考え。				
今後の 方向性	見直しの方向性 (より効率的・効果的な事業とする 観点から) (担当部局案)	相談件数は増加を続けているが、本制度の役割である「簡易・迅速」性を損なわないため、既に行った取組に加え、より一層の業務処理の工夫と体制強化を図ってまいりたい。				
	平成23年度予算の 方針(担当部局案)	(見直しの上) (見直しをせず)	廃止 増額 現状維持	現状維持	減額	
比較参考値 (諸外国での類似事業 の例など)		平成21年 労働関係民事通常訴訟事件の新受件数 3,218件 (平成20年 2,441件) 平成21年 労働審判事件の新受件数 3,468件 (平成20年 2,052件)				
特記事項 (事業/制度の沿革、こ れまでの予算の削減に 向けた取組み、目標達 成のための関連事業等)		平成13年度 「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」制定(平成13年10月施行) 平成17年度 業務委託部分(個別労働紛争解決研修)創設 平成21年度 業務委託部分の研修カリキュラム見直し等により予算額を約2割削減(20年度61,286千円→21年度48,304千円)				

*アウトプット指標・アウトカム指標は、該当する施策小目標で設定している指標を中心に記載